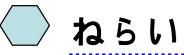
補助河川事業



河川事業を推進し水害に対する安全を確保することにより、合併地域の広域的なまちづくりに資する。



補助河川事業の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、市町村合併後の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、当該河川事業の推進等に配慮する。

支援措置

補助率 1/2等

施策・事業の枠組み

事業主体

都道府県、市町村

ながれ

都道府県 市町村



国土交通省 又は地方整備局

市町村の場合は都道府県経由

担当 河川部 河川計画課

087-851-8061(内線3612)